

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧注水系タービン下半車室水平面の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を溶接修理	C	5月23日再審議にてグレード変更「D→C」
2	1号機	自動減圧系機能検査の社内検査時、主蒸気逃がし安全弁の開閉表示灯の表示不良（弁開動作時緑ランプ点灯・1台）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	C	
3	1号機	炉心スプレイ系注入電動弁の駆動部機内配線変更作業時、トルクスイッチ絶縁部に破損が認められたため、当該部品を交換	D	
4	1号機	原子炉停止時冷却系ポンプ（A）の試運転時、振動計取付位置（1箇所）に間違いが認められたため、当該振動計を正規の位置の取付け及び対応検討	C	
5	2号機	活性炭ホールドアップ装置出口放射線モニタにおいて、サンプルポンプ等への供給電源切替操作時に記録計の指示に瞬時変動事象が認められたため、対応検討	D	
6	3号機	タービン排風機建屋（ALAP対策）の換気空調系給気ファン（A）点検に伴う隔離操作時、入口ダンパーの駆動機構部に固着が認められたため、当該ダンパーを点検・修理	D	
7	4号機	主発電機密封油オイルフラッシング時、真空槽フロート弁のシートパスによる真空槽油面の上昇事象が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	過渡現象記録装置の点検時、無効電力位相（進み・遅れ）表記に相違が認められたため、ソフトウェアの変更及び対応検討	C	
9	5号機	電気品室局所空調機（A）の冷却水出入口弁において、保温材に破損が認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
10	5号機	低圧復水ポンプ（B）モータ油冷却器冷却水入口弁において、保温材に破損が認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
11	5号機	タービン補機冷却系熱交換器室局所空調機のVベルトに外れ（2本中1本）が認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
12	6号機	原子炉補機冷却水系サージタンクの水位計において、汚れが認められたため、当該水位計を点検・清掃	D	
13	6号機	制御棒駆動水ポンプ（B）油冷却器の油配管接続部において、リーク（にじみ）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	集中環境施設	ランドリ局所空調機（C）用480Vモータコントロールセンター遮断器の「入」「切」操作時、遮断器の操作ハンドルに動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで